

「川辺川の流水型ダムアセスに係る公聴会」における公述内容

熊本県知事 蒲島郁夫様

準備レポートについて、次のとおり意見を述べます。

つる詳子(自然観察指導員熊本県連絡会会長)

1)そもそも、この流水型ダム計画は法律的に違法ではないか。

利水・発電・治水を目的と旧川辺川ダム計画から治水・発電目的が失われた時点で、特定多目的ダム法(特ダム法)の適用ではないのではないかという疑問がありますが、この手続き上の問題に関する説明は全くありません。蒲島知事も2020年11月、「特定多目的ダム法に基づく現行の貯留型川辺川ダム計画の完全な廃止を国に求めます。」と述べられていますが、元のダム計画から利水・発電の目的がなくなり、治水専用ダムとするなら、特ダム法の対象ではなくなるので、これは基本計画の廃止手続きを行うべき事業の対象になるのではないのでしょうか？

特ダム法第一条に「この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させることを目的とする。」、第4条に「国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。」第4条の5には「国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。」とありますが、この特例及び特ダム法の対象ではなくなったのであれば、廃止・変更手続きは行われたのか、少なくとも基本計画の変更、知事への通知は必要です。私が調べた結果、基本計画の変更は平成10年6月9日の変更が最後で、まだ灌漑・発電が目的に入っています。

この件に関して旧建設省河川局長の宮本博司氏も「流水の正常な機能の維持も治水目的になりますので、多目的ダム法に基づく多目的ダムから河川法に基づく治水ダムになり、多目的ダムの基本計画を廃止し、河川法に基づくダムの全体計画を策定することになります。」と述べています。

この基本計画の廃止もしくは変更、そして知事への通知はあったのか、知事は少なくとも法的根拠・証拠を示し県民に説明すべきです。

また、特ダム法の対象でなくなった新たなダム計画であれば、当然アセス法の対象になるわけです。

2)アユに対する影響の調査・対策について

アユと環境に関する検討は、事業概要Pg.11に、「600m³/秒までは洪水調節を行わないため、付着藻類の剥離更新により生息環境が保全される」とありますが、これは、あくまでアユという種が生息できるかどうかの調査です。住民がこだわるのは、美味しく、経済価値があるアユが量的にも生息できるかという生業と直結したアユに関する調査です。従って、藻類なら何でもいいというものではなく、珪藻が優先する河川環境が守れるかという視点が必要です。アユや藻類との関係、その藻類の生育に影響を与える水温や濁り、ダム運用による河床材料の変化や溶存酸素の変化等々、経済価値があるアユと環境要因に関する調査は全くされていません。

「たかはし河川生物調査事務所」の高橋勇夫氏は、アユに影響があるのは、強い濁りではなく、濁りが長期化することだと指摘しています。氏は「濁りの強さそのものはあまり関係がなくて、濁度

の平均値が高くなるような現象 一たとえば、濁りの長期化— が起きるとアユは減耗しやすいということになる。」として、その原因について、「洪水後に濁りが長期化することによる餌不足である。アユの主餌料である付着藻類の生育は、濁度が15 mg/L以上になると阻害され、濁度が13~25 mg/L以上になるとアユの摂餌行動も阻害される。洪水後に濁りが長期化すれば餌となる付着藻類の回復が遅れ、かつ摂餌行動も阻害されることで、飢餓の危険性が高まることになる。」と指摘しています。また、国交省は濁りがひどい時にはアユは支流に逃げ込むと説明していますが、現在の球磨川は支流の方が先に濁るという現実には住民も知っています。

以上のことについて、私は「新たな流水型ダムの実業の方向性・進捗を確認する仕組み」で指摘しました。国交省は「今後検討していきます」と回答しましたが、今後ではなく、そういう具体的対策を考え、検証した上で、準備レポートは作成・公表すべきものです。住民が一番心配するこの経済的価値があるアユに対する対策が何も取れていない段階の準備レポートは知事は認めないでいただきたいと思います。

3) ダム事業による濁りの影響について

2023年9月に山形県最上小国川ダムに国会議員や研究者と視察してきました。このダムは、川辺川ダムに比べてものすごく小さな流水型ダムで、運用開始後まだ3年ぐらいですが、事業者が影響はここまでといった下流最上白川との合流点の下流まで、影響が及んでいることを確認しました。案内してくれた漁業者は「昔はここは石河原で、いくつもの滞筋が流れていて、多くの釣り人が集まっていた」とのこと。昔というのが、ダム運用の3年前のことだということにびっくりしました。小石の河原であったところは、ヨシなど外来植物で覆われ、河原に下りると、石の間にはシルトがいっぱい堆積していて、水生昆虫に必要な浮石は少なく、沈み石ばかりになっていることを確認しました。同様のことは、川辺川ダム事業でも十分に予測できることであり、準備レポートにはその効果的な対策は見当たりません。流水型ダムは水の流れという連続性は確保できても、上流の土砂堆積や微細粒子の下流への流下による河床や河原景観の連続性の保持は難しいのは、これまで見てきた5つの流水型ダムでも明らかなのですが、準備レポートからはその対策も効果の検証もありません。

また、湛水後の水位低下時に粒子径が比較的大きなものはダム湖に沈み、除去することが可能かもしれませんが、問題は長期間浮遊する径が小さなシルトです。実際、最上小国川の漁業者は、濁りの長期化が目立つようになり、アユも釣り人も激減したと証言しています。濁りについては、今後も検討を重ねていくとか、現在筑波で実験中とかの説明でしたが、であるならば、その効果を検証結果も踏まえて準備レポートに記載すべきです。

4) ダム湖の堆積土砂予測について(森林の荒廃)

ダム湖の土砂流入量に関しては、令和2年度の球磨川大水害時における河川への土砂流入量に見るように、今までのダム湖への堆積土砂予測では測りえない土砂の流入があることは予想に難くありません。森林の荒廃によるダム湖への土砂・土石及び流木の流入、その対策に関する予測・対策・評価が全くありません。アセスの指針に、これらの環境要素が対象となっていなくても、この流域でダム事業を実施するのであれば、これらも調査の対象にすべきことは明らかです。実際、島根県の流水型益田川ダムでは洪水時に流木がスクリーンにかかり、治水対策に影響が出るとして水位低下後に流木の撤去を実施しています。容量の小さなダムでも、水位が平常位に戻るまで10日間かかり、撤去作業にさらに10日間を要しています。規模が大きな川辺川ダムでは平常時まで戻るに日数や撤去作業の日数を考えると、その間にくる豪雨に対応できるのかという疑問が残ります。

現在の森林状況を踏まえた対策を明確にして評価書は作成すべきです。

5)まとめ

手続きからは、説明責任や対策に対する責任感が感じられず、強引に進めてでもダムを作るといふ国交省の強い姿勢しか見えてきません。

すべての項目について、「影響がある」と認め、「その影響を低減するよう今後も(アセス終了後の意味に思える)努める」「問題が生じた場合には専門家に相談する」というものであり、治水と環境を共存するダム事業を進めたいという国交省の意志は全く見えません。

球磨川はこれまでダムや堰など河川横断構造物が造られる度に自然の恵みは劣化し、もう少しの河川環境の改変も許されないところまで来ています。仮にダムに治水効果があったにしても、建設されれば自然の恵みという流域の経済基盤は失われ、流域の衰退、更なる人口減少につながるの間違いありません。

今回のアセスの手続きを通じて、知事のいう治水と環境の両立が可能なのか、客観的な判断を期待します。